

月報 し ろ い し 11月号

ハローワーク白石(大河原公共職業安定所白石出張所) 〒989-0229 白石市銚子ヶ森37-8
TEL:0224-25-3107 FAX:0224-25-8977

労働市場の動向(令和2年9月内容)

【求職の動き】

- ☆新規求職者数は165人となり、前年同月比で38.7%増加した。
- ☆月間有効求職者数は659人となり、前年同月比で13.6%増加した。

【求人動き】

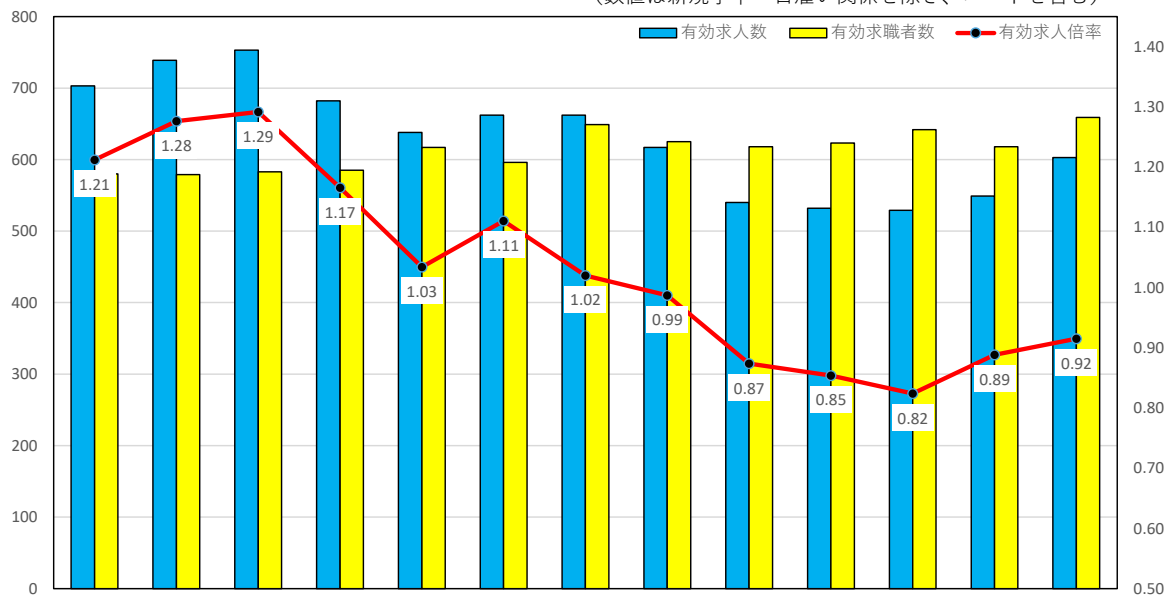
- ☆新規求人数は、一般とパートの合計で282人となり、前年同月比で、増減なしとなった。
内訳では、一般求人は、7.7%減少し、パート求人は21.3%増加した。
- ☆月間有効求人数は603人となり、前年同月比で14.2%減少した。

【有効求人倍率の動き】

- ☆有効求人倍率は、前年同月を0.29ポイント下回る0.92倍となった。
内訳では一般の有効求人倍率が0.94倍、パートの有効求人倍率が0.86倍となった。

有効求人・求職者及び求人倍率の推移

(数値は新規学卒・日雇い関係を除き、パートを含む)



	令和1年9月	令和1年10月	令和1年11月	令和1年12月	令和2年1月	令和2年2月	令和2年3月	令和2年4月	令和2年5月	令和2年6月	令和2年7月	令和2年8月	令和2年9月
有効求人数	703	739	753	682	638	662	662	617	540	532	529	549	603
有効求職者数	580	579	583	585	617	596	649	625	618	623	642	618	659
有効求人倍率	1.21	1.28	1.29	1.17	1.03	1.11	1.02	0.99	0.87	0.85	0.82	0.89	0.92

一般職業紹介状況（令和2年9月内容）

項 目		当 月	前月比(%)	前年同月比(%)	
求 職 関 係	新規求職者数	165	8.6	38.7	
	うち男	65	3.2	3.2	
	うち女	100	12.4	78.6	
	年 齢 別	～44歳	70	2.9	18.6
		45～54歳	32	▲ 13.5	28.0
		55歳～	63	34.0	40.0
	月間有効求職者数	659	6.6	13.6	
	うち男	296	1.0	▲ 1.7	
	うち女	363	11.7	30.1	
	年 齢 別	～44歳	267	5.5	▲ 1.1
		45～54歳	132	14.8	22.2
		55歳～	260	4.0	28.7
求 人 関 係	新規求人数	282	53.3	0.0	
	主 要 産 業 別	建設業	70	100.0	▲ 17.6
		製造業	31	287.5	6.9
		卸売・小売業	31	6.9	▲ 6.1
		飲食店・宿泊業	47	370.0	51.6
		医療・福祉	46	91.7	▲ 20.7
月間有効求人数	603	9.8	▲ 14.2		
就 職 関 係	紹介件数	195	13.4	25.0	
	うち男	86	8.9	▲ 6.5	
	うち女	109	17.2	70.3	
	就職件数	56	30.2	▲ 11.1	
	うち男	20	▲ 4.8	▲ 39.4	
	うち女	36	63.6	20.0	

※性別を登録していない者がいるため、総数と男女の計は必ずしも一致しない。（パートを含む）

雇用保険取扱状況（令和2年9月内容）

項 目		当 月	前 月	前年同月	
適 用 関 係	月 末 現 在 事 業 所 数	816	824	803	
	資 格 取 得 者 数	73	76	106	
	資 格 喪 失 者 数	125	76	122	
	月 末 現 在 被 保 険 者 数	11,271	11,324	11,323	
給 付 関 係	一 般	受給資格決定件数	49	25	30
		受給者実人員	173	184	143
		支給金額（千円）	26,113	21,926	16,223
	高 齢	受給者数	13	11	9
		支給金額（千円）	2,687	2,120	1,607
	特 例	受給者数	0	0	0
		支給金額（千円）	5	4	0
	再 就 職 手 当	支給人員	9	9	14
		支給金額（千円）	3,406	5,315	5,086

雇用保険関係手続は 電子申請 (e-Gov) をご利用ください

雇用保険関係手続を行う場合、ハローワーク窓口書類を提出する方法に加えて、インターネットによる「電子申請」があります。24時間いつでも申請できる電子申請を是非ご利用ください。

電子申請の便利な使い方

ポイント1

電子申請(e-Gov)では、「一括申請」機能を用いることにより、本社が支社の手続をまとめて申請することが可能です。

資格取得届・資格喪失届等の届出は、事業所ごとに管轄のハローワークに提出することとなっていますが、「一括申請」(※)機能を利用することにより、本社が支社の手続をまとめて電子申請することが可能です。

また、電子証明書は事業主が所持する電子証明書(事業主個人の公的個人認証サービスの電子証明書でも可)のみで利用できますが、申請書類は本社・支社ごとに作成する必要があります。

<http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/collectively/index.html>

※ 一括申請の機能に対応したソフトウェアを導入する必要があります。詳細は上記e-GovのHPをご確認ください。

一括申請のイメージ (雇用保険被保険者資格取得届の例)



ポイント2

電子申請(e-Gov)を利用する際に、照合省略の認可を受けることにより、賃金台帳等の添付書類の省略(※1)が可能です。

照合省略の認可には、「過去の取扱実績からみて、事務処理担当者の能力が高く、届書の記載内容に信頼性が高いと認められるもの」等の一定要件があります。詳しくは、各手続の記載要領(※2)をご確認ください。

※1 離職理由を確認するための書類は省略はできません。

※2 例：雇用保険被保険者資格喪失届(離職票交付あり)の記載要領

<http://shinsei.e-gov.go.jp/search/servlet/FileDownload?seqNo=0000380069>

ご利用にあたって

e-Govの利用

e-Gov(イーガブ)とは総務省が運営する行政サービスの総合窓口です。厚生労働省をはじめ、各省庁への申請や届出がオンラインで行えます。



<http://www.e-gov.go.jp/>

e-Govの使い方や操作方法については、電子政府利用支援センターへメール、電話及びFAXで問い合わせることも可能です。

電子政府利用支援センター

<http://www.e-gov.go.jp/contact/index.html>

メール：<https://www.e-gov.go.jp/contact/form/enquete.html>
(お問合せフォーム)

電話番号：050-3786-2225

FAX：050-3786-2226

電子証明書の入手

e-Govで雇用保険関係手続きの電子申請を行うには「電子署名(※)」が必要となります。このため、あらかじめ「電子証明書(※)」を入手しておく必要があります。

雇用保険手続きに利用できる電子証明書を発行している「認証局」については厚生労働省ホームページでご確認ください。

〈電子申請に利用可能な民間認証局〉

http://www.mhlw.go.jp/shinsei_boshu/denshishinesei/dl/ninsy_oukyoku_taiouhyou.pdf

※「電子署名」とは書類上の押印やサインと同じ行為を電子手続き上にて行うものです。「電子証明書」とはいわば印鑑証明のようなものです。

電子申請により雇用保険関係手続きをした場合、その手続きに対して交付する書類等は、原則として**電子媒体**(PDFファイル)でお届けします。

これらは簡単にパソコンより出力することができます。詳しくはe-Govのホームページをご覧ください。

雇用保険関係手続きについては、「世界最先端IT国家創造宣言」(H26.6.24決定)により、オンライン利用率を平成33年度までに70%以上にすることが政府方針として決定されました。

11月は「外国人労働者問題啓発月間」

「守ろう雇用、誰もが活躍」

外国人雇用はルールを守って適正に



**外国人を雇っている事業主の皆さん、
守るべき雇用ルールについて、いま一度チェックしてみましょう**

- 国籍で差別しない公平な採用選考を行っていますか？
- 労働法令を守り、労働・社会保険に入っていますか？
- 日本語教育や生活上・職務上の相談に配慮していますか？
- 安易な解雇はしていませんか？
- 外国人の雇い入れ・離職時に、ハローワークへ雇用状況の届け出を出していますか？

「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」より

※詳しくは、ハローワーク（公共職業安定所）、都道府県労働局にお問い合わせください。